

担   当	職業安定部職業対策課
	課長 前田 誠司
	課長補佐 加藤 正志
	TEL 0857-29-1708

鳥取市と鳥取労働局による一体的実施事業（※）として  
鳥取市役所に「ハローワーク鳥取市役所職業相談窓口」を開設します。

鳥取労働局（局長 内田 敏之）は、生活保護受給者、児童扶養手当受給者等の就労支援を強化するために鳥取市役所に職業紹介システムを設置し、鳥取県内における初の試みとして、ハローワーク鳥取の職業相談・紹介の常設窓口を新たに開設します。

鳥取市とハローワーク鳥取が一体的に、生活保護受給者等への就労・生活支援を効果的・効率的に実施していきます。

- 1 設置場所  
鳥取市役所駅南庁舎（地下1階フロア）
- 2 開設時間  
月曜日から金曜日（祝祭日、12月29日から1月3日を除く。）  
午前8時30分から午後5時15分
- 3 実施体制  
鳥取市役所の就労支援相談員1名  
ハローワーク鳥取の就職支援ナビゲーター2名
- 4 業務開始  
平成29年10月2日（月）
- 5 「ハローワーク鳥取市役所職業相談窓口」開所式
  - ①日 時 平成29年10月2日（月）8時30分
  - ②場 所 ハローワーク鳥取市役所職業相談窓口  
鳥取市役所駅南庁舎（地下1階フロア）
  - ③出席者 鳥取市長、鳥取市福祉事務所長、鳥取労働局長、ハローワーク鳥取所長 ほか

（※） 一体的実施事業とは、国が行う無料職業紹介事業等と地方公共団体が行う相談業務等をワンストップで実施する事業です。平成29年3月末現在で163の地方公共団体において実施しており、うち、生活保護受給者、児童扶養手当受給者等の就労支援を主な対象とする事業は97団体、今年度から実施する地方公共団体は10団体（鳥取市を含む。）です。

# 鳥取市と鳥取労働局による一体的実施事業

平成29年10月1日事業開始(10月2日窓口開設)

鳥取市役所駅南庁舎内にハローワーク鳥取の職業相談・紹介常設窓口を設置し、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者及びこれらの手続きの申請・相談段階の者並びに生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者(以下「生活保護受給者等」という。)に対して、鳥取市と鳥取労働局が早期自立に向けた福祉と雇用等の施策を一体的に取り組む。

## ①事業内容

鳥取市役所駅南庁舎地下1階フロアに「ハローワーク鳥取市役所職業相談窓口」を設置し、生活保護受給者等にハローワークの職業相談・紹介、求人情報の提供、キャリアカウンセリング等の就労支援を行う。

## ②協定・事業計画

鳥取市長と鳥取労働局長による一体的実施事業の協定を締結  
数値目標等を盛り込んだ事業計画を策定

## ③運営協議会

一体的実施に係る就労・生活支援事業を円滑に実施するため、運営協議会を設置



鳥取市の生活支援とハローワークによる就労支援を一体的に取り組むことによりきめ細やかな支援を実現。